

岩手県議会競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱

(平成 20 年 3 月 26 日 制定)

(趣旨)

第 1 この要綱は、岩手県議会（以下「議会という。」）の予算の執行過程等を明らかにするため、岩手県議会情報公開条例（平成 11 年岩手県条例第 61 号。以下「条例」という。）第 35 条の規定に基づき、競争入札及び随意契約の情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 入札調書 物品の品名・数量又は業務委託等の名称、入札執行年月日、予定価格、競争入札の参加業者名（又は指名を行ったものの商号又は名称）及び各入札参加業者の各回の入札金額、落札業者名及び落札金額等が記載された文書
- (2) 見積調書 物品の品名・数量又は業務委託等の名称、見積執行年月日、予定価格、見積参加業者名及び各見積参加業者の各回の見積金額等が記載された文書

(公表の対象)

第 3 この要綱による公表の対象は、議会が所有する競争入札及び締結する随意契約の文書とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 予定価格が会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 106 条の表 1 の号、2 の号、3 の号又は 6 の号に定めるそれぞれの額を超えないもの（単価契約にあつては、予定価格に予定数量を乗じて得た額が同表の 1 の号、2 の号、3 の号又は 6 の号に定めるそれぞれの額を超えないもの）
- (2) 工事

(公表事項)

第 4 公表事項は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札の場合
 - ア 物品の品名・数量又は業務委託等の名称
 - イ 入札執行年月日
 - ウ 予定価格
 - エ 入札参加業者名及び各入札参加業者の各回の入札金額
 - オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - カ 契約締結年月日
 - キ 委託期間（業務委託の場合に限る。）
 - ク 契約金額
 - ケ 担当課の名称及び連絡先
- (2) 随意契約の場合

- ア 物品の品名・数量又は業務委託等の名称
- イ 見積執行年月日
- ウ 予定価格
- エ 見積業者名及び各見積業者の各回の見積金額
- オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- カ 契約締結年月日
- キ 委託期間（業務委託の場合に限る。）
- ク 契約金額
- ケ 随意契約の理由及び根拠法令
- コ 担当課の名称及び連絡先

（公表文書及び公表の方法）

第5 第4に定める公表事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書を閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するものとする。

- (1) 第4第1号に定める公表事項 入札調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第1号）
- (2) 第4第2号に定める公表事項 見積調書の写し及び、これに添付する別紙（様式第2号）

（非開示情報）

第6 条例第7条各号に定める情報が、第5に掲げる公表文書に含まれている場合は、当該情報が記載された部分又は当該情報が記載された文書の全部を公表しないものとする。

（公表の時期）

第7 第5に掲げる文書は、速やかにこれを公表するものとする。

（公表の期間）

第8 公表の期間は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧に供する期間は、契約締結日の属する年度から起算して2年後の年度の末日までとする。
- (2) インターネットを利用した公開の期間は、契約締結日の属する月から起算して3ヶ月後の月の末日までとする。

（企画又は技術提案方式によった場合の特例）

第9 価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高いものを契約の相手方として決定する方式（以下「企画・技術提案方式」という。）によって業務委託契約を締結した場合には、第4第2号の規定にかかわらず、次の第1号から第11号までに掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務委託の名称
- (2) 業者が議会に対し企画又は技術を提案した年月日（以下「企画・技術提案年月日」という。）
- (3) 予定価格

- (4) 評価基準、配点及び各業者の各評価基準に対する評価結果（ただし、契約業者名以外の業者名は非公表とする。第5号についても同じ。）
 - (5) 各業者の総合評価の審査結果
 - (6) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (7) 契約締結年月日
 - (8) 委託期間
 - (9) 契約金額
 - (10) 随意契約の理由及び根拠法令
 - (11) 担当課の名称及び連絡先
- 2 担当課は、前項第1号から第11号までに掲げる事項を企画・技術提案調書（様式第3号）に記載し、公表文書とするものとする。
 - 3 第5第2項、第6から第8までの規定は、企画・技術提案方式について準用する。

附 則（平成20年3月26日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による公表は、入札執行年月日又は見積執行年月日（企画・技術提案方式にあっては、企画・技術提案年月日）が平成20年4月1日以後のものについて適用する。

附 則（令和4年7月26日）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

【様式第1号（入札調書に添付する様式）】

入札調書別紙

公表項目	内 容
1 契約の相手方の商号又は名称及び住所	
2 契約締結年月日	年 月 日
3 委託期間 (※委託の場合のみ)	年 月 日 ～ 年 月 日
4 契約金額	円
5 担当課の名称及び連絡先	

【様式第2号（見積調書に添付する様式）】

見積調書別紙

公表項目	内容
1 契約の相手方の商号又は名称及び住所	
2 契約締結年月日	年 月 日
3 委託期間 (※委託の場合のみ)	年 月 日 ～ 年 月 日
4 契約金額	円
5 随意契約の理由	(※具体的に記載すること。)
6 随意契約の根拠法令	
7 担当課の名称及び連絡先	

【様式第3号】

企 画 ・ 技 術 提 案 調 書

公 表 項 目	内 容			
1 業務委託名				
2 予定価格	円			
3 企画・技術提案年月日	年 月 日			
4 評価基準、配点及び評価	(業者)	(業者)	(業者)	(業者)
	(評価基準)			
	(配点：)			
	(評価基準)			
	(配点：)			
	(評価基準)			
	(配点：)			
	(評価基準)			
	(配点：)			
5 総合評価の審査結果				
6 契約の相手方の商号又は名称及び住所				
7 契約締結年月日	年 月 日			
8 委託期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
9 契約金額	円			
10 随意契約の理由及び根拠法令				
11 担当課の名称及び連絡先				